

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年8月20日(2020.8.20)

【公開番号】特開2018-183262(P2018-183262A)

【公開日】平成30年11月22日(2018.11.22)

【年通号数】公開・登録公報2018-045

【出願番号】特願2017-85200(P2017-85200)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 C

【手続補正書】

【提出日】令和2年7月3日(2020.7.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技が可能な遊技機であって、

前面が開放された本体と、

前記本体の前面を開閉可能な開閉扉と、

音を出力可能なスピーカと、

前記スピーカの背面側に空間部が形成されるように覆うエンクロージャと、

貯留部に貯留された遊技媒体を払出すための払出装置と、

中空の箱状に形成され、上方に前記払出装置が設けられる設置台と、を備え、

前記エンクロージャは、前記開閉扉の背面側に突出するように設けられ、

前記スピーカに接続される配線は、前記エンクロージャに形成される孔部から引き出され、

前記エンクロージャは、該エンクロージャの孔部を閉鎖するための閉鎖部材を有し、

前記本体には、該本体に設置される遊技部品または遊技部品の設置部が配置されない空間であって、前記開閉扉を閉鎖したときに前記エンクロージャが収容される収容部が設けられ、

前記収容部は、前記本体の底面と前記設置台の側壁とにより前記エンクロージャを囲むように収容可能な空間である、遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 4】

上記特許文献1に記載のスロットマシンには問題があった。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、このような問題点に着目してなされたもので、音響性能が高い遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

(A) 遊技が可能な遊技機であって、

前面が開放された本体と、

前記本体の前面を開閉可能な開閉扉と、

音を出力可能なスピーカと、

前記スピーカの背面側に空間部が形成されるように覆うエンクロージャと、

貯留部に貯留された遊技媒体を払出すための払出装置と、

中空の箱状に形成され、上方に前記払出装置が設けられる設置台と、を備え、

前記エンクロージャは、前記開閉扉の背面側に突出するように設けられ、

前記スピーカに接続される配線は、前記エンクロージャに形成される孔部から引き出され、

前記エンクロージャは、該エンクロージャの孔部を閉鎖するための閉鎖部材を有し、

前記本体には、該本体に設置される遊技部品または遊技部品の設置部が配置されない空間であって、前記開閉扉を閉鎖したときに前記エンクロージャが収容される収容部が設けられ、

前記収容部は、前記本体の底面と前記設置台の側壁とにより前記エンクロージャを囲むように収容可能な空間である。

手段1の遊技機は、

遊技が可能な遊技機(例えば、スロットマシン1)であって、

音を出力可能なスピーカ(例えば、第2スピーカ58)と、

前記スピーカの背面側に空間部が形成されるように覆うエンクロージャ(例えば、エンクロージャ401)と、

前記エンクロージャが取付けられる被取付部(例えば、前面扉1b(第2扉部1e)の前板1gの背面)と、

を備え、

前記エンクロージャを前記被取付部に取付けた状態において、前記エンクロージャと前記被取付部との間に防振部材が設けられる(例えば、エンクロージャ401と前板1gの背面との間に防振ゴム412が設けられ、前板1gの背面にエンクロージャ401を取付た状態において、エンクロージャ401の前面が防振ゴム412の厚み分後方に離間する。図31参照。)

ことを特徴としている。

この特徴によれば、エンクロージャの振動が被取付部に伝達されることで音響に影響が及ぶことを抑制できる。